

# Go To トラベル事業に関する動画 使用ガイドライン

2020年9月25日 作成

## 第1条 目的

1. 「Go To トラベル事業」は、地域における経済の好循環の創出とウィズコロナ時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着しようとする事業です。
2. 「Go To トラベル事業参画条件における感染防止対応について」は、宿泊事業者が感染防止対応として必ず遵守いただく内容をまとめた動画です。(以下、「Go To トラベル事業に関する動画①」という)です。
3. 「新しい旅のエチケット」(以下、「Go To トラベル事業に関する動画②」という)と「新しい旅のルール」(以下、「Go To トラベル事業に関する動画③」という)は、旅行者が感染リスクを避けた、楽しい旅行をしていただくために“感染防止のための留意点”をまとめた動画です。

## 第2条 管理者

「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の管理者および著作権者は、GoTo トラベル事業事務局(以下「事務局」という。)です。

## 第3条 使用適用者

「Go To トラベル事業に関する動画①～③」を使用できるのは、「Go To トラベル事業」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者です。

## 第4条 利用期間

事務局承認日から Go To トラベル事業終了日までとします。

## 第5条 使用承認について

「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の使用に際して、第6条及び第8条に定める場合を除き、「Go To トラベル事業」に関する取組に使用するものであれば、事務局が指定したフォームに必要事項を入力して申請を行い、事務局が承認することで使用許可とします。

## 第6条 禁止事項

1. 「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の利用者は、事務局から使用許可された動画データの一部又は全部の編集、加工、改変、追加して使用することはできません。
2. 「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の利用者は、事務局から使用許可された動画を第三者に譲渡、承継、貸借することはできません。

## 第7条 報告

「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の利用者は、事務局が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告する義務を負います。

## 第8条 使用許可の取消

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、事務局は催告なしに利用者に対して「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の使用許可を取り消します。
  - (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり事務局からの是正指示に応じないとき
  - (2) 使用内容が「Go To トラベル事業に関する動画①～③」の趣旨と著しく異なるとき
  - (3) 利用者が「Go To トラベル事業」の信用を傷つける行為を行ったとき
  - (4) 公序良俗に反するとき
  - (5) 利用者が、暴力団または暴力団員、その他暴力団または暴力団員に準じる反社会的勢力または人物と関係があることが判明したとき
2. 上記不正使用等の場合は、「Go To トラベル事業に関する動画①～③」を速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

## 第9条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により事前の通知なく変更される場合があります。利用者は、適宜掲出されているガイドラインを公式サイトでご確認ください。